

公労使による「新しい東京」実現会議設置要綱

(目的)

第1 2020年に向けた実行プランに掲げた「新しい東京」を目指し、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の3つのシティを実現するため、公労使が一堂に会し、意見交換を行う、公労使による「新しい東京」実現会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 会議は、知事が主宰する。

3 会議には、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第3 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第4 会議の庶務は、産業労働局雇用就業部調整課において処理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

別 表

区 分	役 職 等
東 京 都	知事
	副知事
	産業労働局長
	産業労働局次長
経営者団体	東京商工会議所会頭
	東京都商工会連合会会長
	東京都中小企業団体中央会会長
	東京経営者協会会長
労働者団体	日本労働組合総連合会東京都連合会会長
事 務 局 (東 京 都)	産業労働局商工部長
	産業労働局雇用就業部長